

変更手続の簡素化

H28.4.1から、
運用開始

建築物環境計画書（計画書）を提出後、延べ面積の増加が生じても、一定の範囲内の場合には、建築物環境計画変更届書（変更届）の提出が不要になります。

従前

計画書を提出した後、延べ面積の増加が生じる場合



今後

増加後の延べ面積について、

- 主たる用途の変更
⇒ 取組評価書の作成が必要
- 住宅用途部分が新たに2000㎡以上になる場合
⇒ 取組評価書（住宅）の作成が必要、
マンション環境性能表示義務が発生
- 非住宅用途部分がいずれも2000㎡未満であった建築物において、当該部分のいずれかが新たに2000㎡以上になる場合
⇒ 取組評価書（非住宅）の作成が必要
- 建築物の延べ面積が新たに10000㎡を超える場合
⇒ 省エネルギー性能基準の適合義務が発生

該当

非該当

変更届の提出 必要

変更届の提出 不要

※この他、住宅の場合の変更手続きについても一部簡素化の予定あり